

○宮崎大学工学部教育研究支援技術センター規程

平成16年4月1日
制 定

改正 平成18年6月20日 平成21年11月24日
平成25年4月1日 平成27年3月17日
令和5年2月14日

(設置)

第1条 工学部技術職員の職務が教育・研究の進展に伴い高度化、専門化してきていることにかんがみ、工学部及び工学研究科の教育・研究及び技術の支援に係る専門的業務等を円滑かつ効率的に行うため「国立大学法人宮崎大学技術職員の組織等に関する取扱要領」に基づき、工学部に宮崎大学工学部教育研究支援技術センター（以下「技術センター」という。）を置く。

(組織及び業務)

第2条 技術センターは、技術センター長、総括技術長、副総括技術長、技術長、技術班長及び技術職員をもって組織し、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 工学部及び工学研究科の教育支援に関すること。
- (2) 工学部及び工学研究科の研究支援に関すること。
- (3) 工学部及び工学研究科の研究室管理運営支援に関すること。
- (4) 工学部・工学研究科及び他部局等の支援に関すること。
- (5) 企画開発に関すること。
- (6) 地域貢献に関すること。
- (7) 技術センターの運営に関すること。
- (8) 技術センターの点検・評価に関すること。
- (9) その他、技術センターの業務に関すること。

2 技術センターにおける教育研究支援業務等を組織的に対応し、円滑かつ効率的に行うため、次の表に掲げる系を置く。

| 系 | 業 務 |
|---------|---|
| 生産技術系 | 主に教育・研究・管理運営における設計・製作、環境・衛生及び分析・解析に関する技術支援に加え、ものづくり教育実践センターの技術支援も担当する。 |
| 情報システム系 | 主に教育・研究・管理運営における情報処理、I o Tシステム及び計測システムに関する技術支援に加え、ICTソリューションセンターの技術支援も担当する。 |

3 前項の生産技術系に設計・製作技術班、環境・衛生技術班及び分析・解析技術班を、情報システム系に情報処理技術班、I o Tシステム技術班及び計測システム技術班をそれぞれ置き、次の各号に掲げる教育・研究に必要な技術業務及び技術開発並びに学部学生・大学院学生等の実験実習の指導に関する業務を担当する。

- (1) 生産技術系設計・製作技術班は、設計及び製作に関する業務を行う。
- (2) 生産技術系環境・衛生技術班は、環境及び衛生に関する業務を行う。
- (3) 生産技術系分析・解析技術班は、分析及び解析に関する業務を行う。
- (4) 情報システム系情報処理技術班は、情報処理に関する業務を行う。
- (5) 情報システム系I o Tシステム技術班は、I o Tシステムに関する業務を行う。
- (6) 情報システム系計測システム技術班は、計測システムに関する業務を行う。

(技術センター長)

第3条 技術センターに技術センター長を置き、学部長をもって充てる。

2 技術センター長は、技術センターを統括する。

(総括技術長)

第4条 総括技術長は、技術センター長の命を受け、技術センターの管理運営にあたる。

(副総括技術長)

第5条 副総括技術長は、総括技術長の職務を助け、当該組織における技術業務の管理運営にあたる。

(技術長)

第6条 第2条第2項に定める各系に技術長を置く。

2 技術長は、副総括技術長の職務を助け、当該系における技術業務の管理運営にあたる。

(技術班長)

第7条 第2条第3項に定める各技術班に技術班長を置く。

2 技術班長は、当該系技術長の職務を助け、当該班における技術業務を掌握し、担当する。

(その他の技術職員)

第8条 第4条から第7条以外の技術職員は、技術業務に従事する。

(総括技術長、副総括技術長、技術長の任期)

第9条 総括技術長、副総括技術長及び技術長の任期は2年とし、再任を妨げない。

(技術センター管理運営委員会)

第10条 技術センターの管理・運営に関する具体的方策を審議するため、技術センター管理運営委員会(以下「管理運営委員会」という。)を置く。

2 管理運営委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、技術センターの運営に関し必要な事項は、技術センター長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年11月24日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。